

◆対象事業者の要件

ふるさと白浜応援寄附金に係る返礼品取扱等基準(抜粋)

法人、その他の団体及び個人事業者であるもののうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 代表者等が、白浜町暴力団排除条例(平成23年白浜町条例第15号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当していないこと。
- (2) 各種法令、条例等に沿った商品又はサービスの提供を行っていること。
- (3) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有し、インターネットによる処理対応が可能であること。
- (4) 個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令を遵守することができること。
- (5) 返礼品の発送依頼後、速やかに返礼品の発送ができること。ただし、期間限定又は数量限定であるお礼産品を除く。